

機械器具 24 知覚検査又は運動機能検査用器具

管理医療機器 筋電計電極(JMDN コード:11441002)
 (頭皮内脳波用電極(JMDN コード:11440002))
 (電気刺激装置用針電極(JMDN コード:34374102))

サブダーマル針電極

再使用禁止

【禁忌・禁止】

<使用方法>

- ・ 本品は滅菌品であるため、再滅菌しないこと。
- ・ 本品は単回使用品であるため、再使用しないこと。
- ・ 麻痺性麻酔薬を使用すると、直接または受動的な神経刺激に対する EMG 反応が完全になくなるわけではありませんが、著しく減少します。神経麻痺が疑われる場合は、必ず麻酔科医に相談してください。
- ・ 本製品は、2 歳未満のお子様への使用は推奨していません。また、胎児モニタリングにも使用しないでください。(コークスクリュータイプのみ)

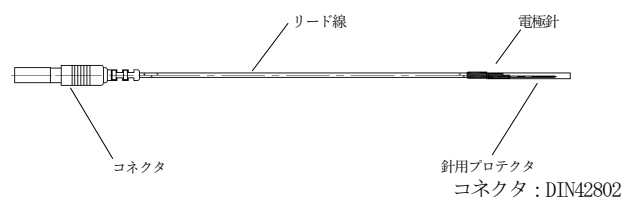
<併用禁忌>

- ・ 磁気共鳴画像診断装置 (MRI 装置)
- ・ 電気手術器 (電気メス)
- ・ 除細動装置

【形状・構造及び原理等】

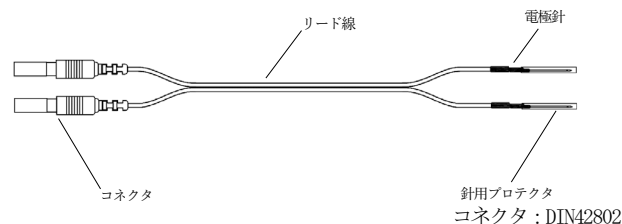
1. 形状・構造

■シングルタイプ



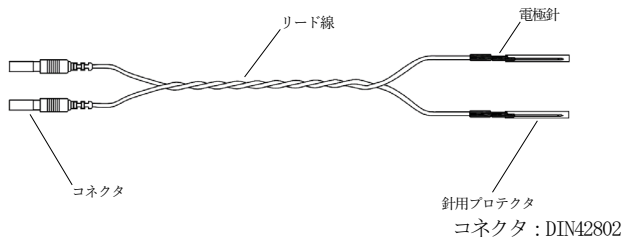
■パラレルタイプ

下図は 2 本組の例である。

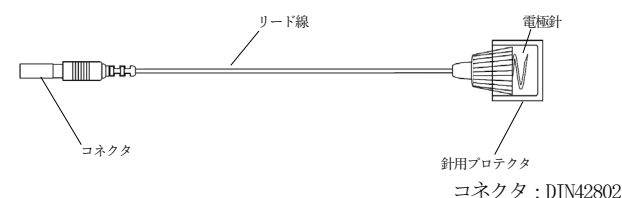


■ツイステッドタイプ

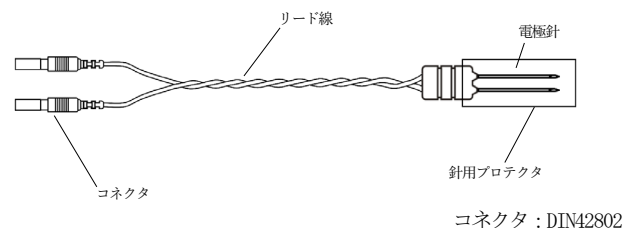
下図は 2 本組の例である。



■コークスクリュータイプ



■デュアルタイプ



2. 原材料

電極針：ステンレススチール

3. 動作原理

刺入部位の電位変化を検出し、検出された信号を脳波計、筋電計、誘発反応測定装置等の測定装置に導出する。また、刺入部位に電気刺激装置等から供給された電流を組織に伝達する。

【使用目的又は効果】

本品は、頭皮内、中枢神経を除く神経組織又は筋肉に刺入し、脳波、神経組織、筋肉の活動電位及び誘発電位の検知・記録に用いる導体である。また、電気刺激装置等から供給された電流を組織に伝達するための導体である（脳に使用するものを除く）。

【使用方法等】

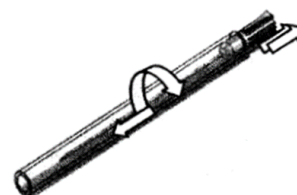
1. 使用前の準備

- (1) 本品と接続する脳波計、誘発反応測定装置等の測定装置については、測定装置に付属の取扱説明書を参照してください。
- (2) 本品の包装を開封する前に、包装が開封、破壊又は汚損していないか確認してください。異常が認められた場合は、本品を使用しないでください。
- (3) 本品は、コネクタ規格 DIN42802 に対応する接続端子を持つ脳波計、筋電計、誘発反応測定装置等の測定装置に接続して使用することができます。

2. 使用方法

コークスクリュータイプ以外：

- (1) 包装を開封し、針電極を取り出します。
- (2) 測定する部位を消毒します。電極を挿入する部位の皮膚は、インピーダンスの妨げとなる油分を除去するために前処理が必要です。
- (3) 針電極の電極針を針用プロテクタから取り出し、測定部位に刺入します（コークスクリュータイプは保護キャップを取り外してください）。



- (4) 針電極のコネクタを直接、測定装置に接続します。
- (5) 測定を開始します。

コークスクリュータイプ：

- (1) 包装を開封し、針電極を取り出します。

